知的財産権概論 第11回

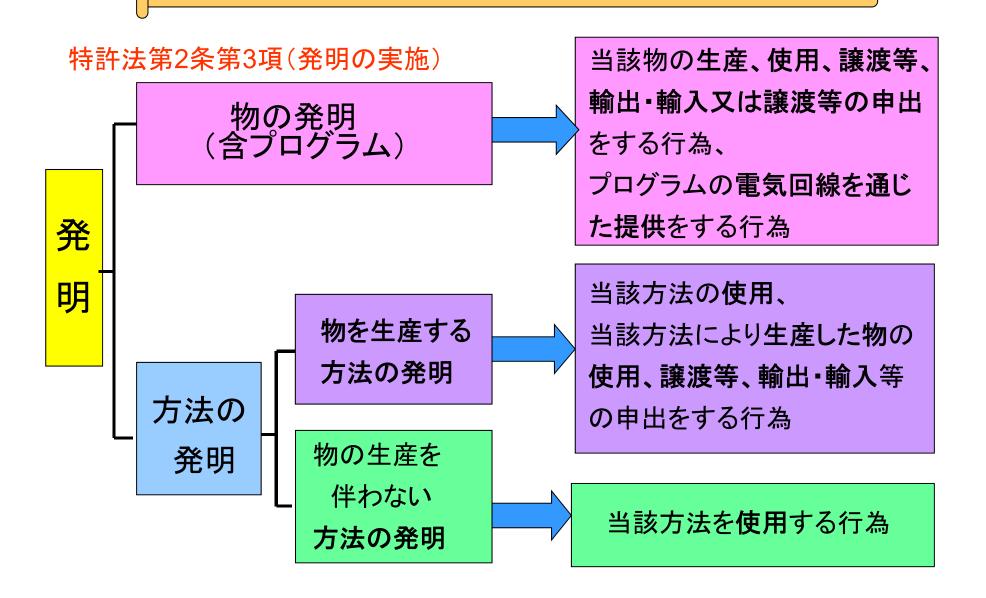
特許権の侵害

たくみ特許事務所 弁理士 佐伯 裕子

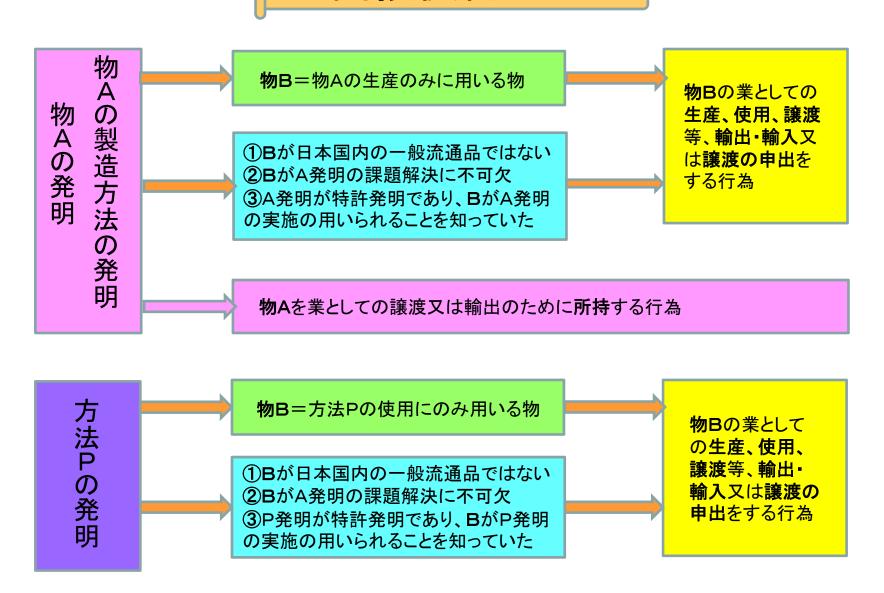
特許権の侵害

- 1. 何が特許権の侵害に当たるのか? 直接侵害と間接侵害
- 2. 特許権者が侵害者に行使できる権利 差止請求権、損害賠償権、その他
- 3. 特許権侵害を争う裁判所
- 4. 侵害事件の裁判例

発明のカテゴリーと特許権の及ぶ範囲(直接侵害)



間接侵害とは



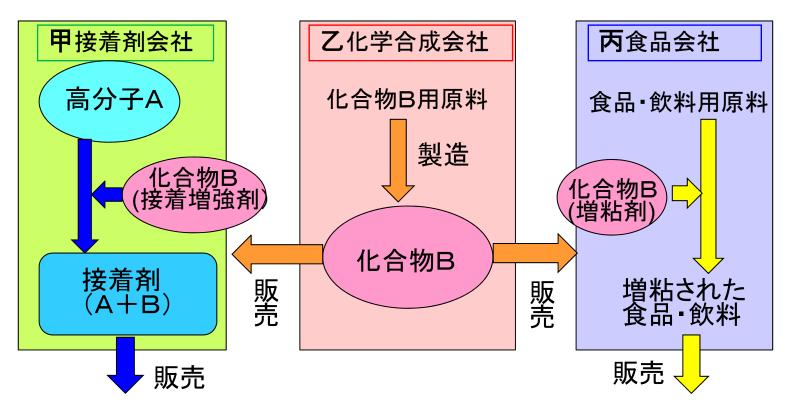
(練習問題)特許権の侵害

特許発明1: 高分子Aと化合物Bを含む接着剤。

特許発明2: 高分子Aに化合物Bを配合する工程を含む接着剤の製造法。

特許発明3: 化合物Bを有効成分とする高分子Aを含む接着剤の接着効果増強剤。

特許発明3: 化合物Bを用いた高分子Aの接着力効果の増強方法。



(設問) 特許発明1~4の特許権者は、どの会社のどの行為をどの特許発明の特許権侵害として訴えることができるか?

損害額の推定

特許法102条1項 (逸失利益額)

侵害者が販売している数量がおおよそわかるとき

損害額

譲渡した侵害物の 数量 (**侵害数量**)

単位数量当たりの × 逸失利益額

特許権者の実施能力に応じた額

同条2項 (侵害者の利益の吐き出し規定、不当利得額)

侵害者の利益額がおおよそわかるとき

損害額

- 侵害者の利益額

同第3項 (実施料相当額、最低額の設定)

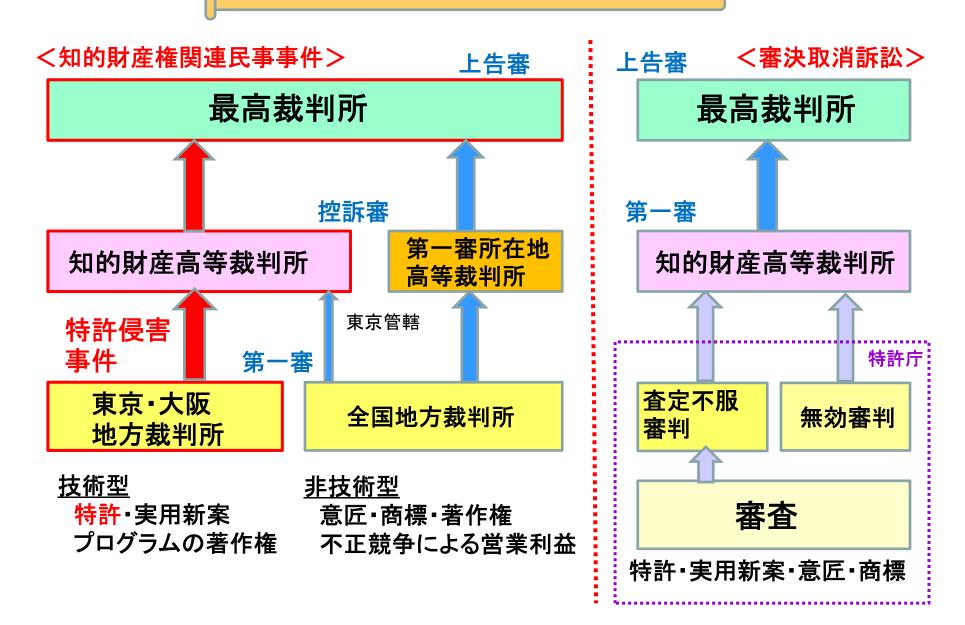
上記いずれでもないとき

損害額

実施料相当額

 $+ \alpha$

特許侵害事件が争われる裁判所



侵害事件例1: シメチジン事件

原告

スミスクライン社

シメチジン製造方法特許(オキシ法)

50億円損害 賠償請求

原告勝訴(30億円) 東京地裁平5(ワ)11876

- 製造記録が不自然
- ・オキシ法不純物の検出

被告

藤本製薬(株)

シメチジン輸入

レック社(旧ユーゴスラビア)

レック法で製造(主張)

シメチジン(最初のH2ブロッカー)

侵害事件例2: ミコナゾール事件

原告

東興薬品工業(株)

抗真菌外用剤特許 (ミコナゾール+ クロタミトン溶液) 2億円支払え 製造販売差止め 被告製剤廃棄

原告敗訴

東京地裁平7(ワ)23005 東京高裁平9(ネ)5702 被告

大正製薬(株)

水虫・たむし治療薬 (硝酸ミコナゾール+ クロタミトン)

ミコナゾール(抗真菌薬)

クロタミトン(抗炎症、かゆみ止め)

$$+ \underbrace{\begin{array}{c} CH_3 & C_2H_5 \\ NCOCH = CHCH_3 \end{array}}$$

侵害事件例3: インターフェロン α 事 件

原告

ロッシュ社(スイス)

ヒト白血球IFN感受性疾 患治療用医薬組成物

比活性 分子量 アミノ糖分1残基未満/1分子 HPLC単一ピーク SDS-PAGE単一バンド 均質タンパク SDS不含、夾雑物不含 であるヒト白血球IFNを含有 15. 7億円支払え 製造販売差止 一供給差止

原告敗訴

東京地裁平2(ワ)16740 東京高裁平6(ネ)2857

- ・ヒト白血球由来のみ
- ・α2はアミノ糖分相違
- ・α8は分子量相違

被告

大塚製薬(株) 持田製薬(株) 林原生物化学研



ヒトリンパ芽球細胞 (BALL-1細胞)由来 IFN-α(α2+α8)+血清 アルブミン抗癌剤

ORF-1(α2サブタイプ): アミノ糖含有量1.4残基 A8サブタイプ: 糖鎖なし、分子量大

参考: インターフェロン

表2 インターフェロン(INF)の種類と性質

性質	INF-α	INF-B	INF-γ
産生細胞	白血球(リンパ球、 マクロファージ)	繊維芽細胞、上皮細胞、マクロファージ	T細胞、NK細胞、 マクロファージ
誘導物質	ウイルス	ウイルス、 ポリIC複合体	ウイルス以外の抗 原、PHA、Con A
分子種	15種以上	1種	1種
分子量(単量体)	20,000(単量体)	20,000(2量体)	20,000(2-4量体)
熱安定性(56℃,30分)	安定	安定	不安定
pH2.0安定性	安定	安定	不安定
種特異性の有無	有	有	有(強い)
イントロンの有無	無	無	有(3)
抗ウイルス作用の程 度	強い	強い	弱い
抗ガン作用の程度	弱い	弱い	強い
免疫増強作用の有無	無	無	有

基礎病原微生物学(広川書店)

今日のポイント

- 1. 特許権の効力=特許権の侵害 直接侵害と間接侵害
- 特許権侵害を争う裁判所
 東京・大阪地裁 → 知財高裁 → 最高裁